

別表六(十四)

「23」又は「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十四)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

国際戦略総合特別区域の名称		1					
措法第42条の11第1項各号の該当号		2	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
特定国際戦略事業の内容		3					
資 産 区 分	種 類	4					
	構造、設備の種類又は区分	5					
	細 目	6					
	取 得 年 月 日	7	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
特 定 国 際 戦 略 事 業 の 用 途		8	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
取 得 価 額	取 得					円	円
	法人税積						
	差 引						
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
当 期 分	(11)のうち(7)が平成28年4月1日 前であるものに係る額の合計額	12		円	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (18)と(20)のうち少ない金額)	21	円
	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	13			調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十三)「7の⑩」)	22	
	(11)のうち(7)が平成28年4月1日 以後であるものに係る額の合計額	14			当 期 税 額 控 除 額 (21)－(22)	23	
	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	15			差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (20)－(21)	24	
	税 額 控 除 限 度 額 の 計 算				繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (30の計)	25	
	$((12)-(13)) \times \frac{15}{100} + (13) \times \frac{8}{100}$	16			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (24)と(25)のうち少ない金額)	26	
	$((14)-(15)) \times \frac{12}{100} + (15) \times \frac{6}{100}$	17			調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十三)「7の⑬」)	27	
	税 額 控 除 限 度 額 (16)＋(17)	18			当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (26)－(27)	28	
	調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一 (三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	19			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (23)又は(23)＋(28)	29	
	当 期 税 額 基 準 額 $(19) \times \frac{20}{100}$	20					
繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 内 訳							
事業年度又は連結事業年度			「28」欄 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別 控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成28年旧措置法第42条の11第3項」 ② 「区分番号」欄：「00302」 ③ 「適用額」欄：「28」欄の金額				
平 ・ ・							
平 ・ ・							
平 ・ ・							
計			(26)				
機 械 設 備 等 の 概 要							